おいて、市町村が組織する組合立の病院（都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の病院の病床数（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村立の病院の病床数）とみなし、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県、市町村及び一部事務組合が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

（A－B）×0.3＋（B－C）×0.6＋（C－D）×0.9

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は0とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　4年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床

及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの市町村立の病院の病床数（総務大臣が承認する場合には、当該組合を構成する市町村のうち都道府県知事が指定する市町村立の病院の病床数）とみなし、都道府県及び市町村が組織する組合立の病院（都道府県及び市町村が地方独立行政法人法第六条第三項に規定する設立団体である同法第八十一条の公営企業型地方独立行政法人の経営する病院を含む。）の病床数は、当該病床数を当該組合を構成する都道府県の知事及び市町村の長が協議して定め、総務大臣が承認した率（協議が成立しないときは、総務大臣が定める率）により按分したものをそれぞれの都道府県立及び市町村立の病院の病床数（都道府県知事の申告がある場合には、当該申告に基づき総務大臣が指定した都道府県立又は市町村立の病院の総務大臣が調査した病床数）とみなす。

算式

（A－B）×0.3＋（B－C）×0.6＋（C－D）×0.9

（A－B）、（B－C）又は（C－D）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがAよりも小さくないときは（A－B）は0とし、DがA、B又はCのいずれよりも小さくないときは（A－B）、（B－C）及び（C－D）は0とし、C≦D≦Bのときは（B－C）は（B－D）とし、B≦C≦D≦A又はC≦B≦D≦Aのときは（A－B）は（A－D）とし、B≦D≦C≦A又はD≦B≦C≦Aのときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.3、（B－C）×0.6及び（C－D）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　元利償還金等調査によつて報告された3年前の3